

令和8年度糸満市立認定こども園ケータリング提供業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「糸満市立認定こども園ケータリング提供業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。

2. 事業概要

(1) 業務名

糸満市立認定こども園ケータリング提供業務

(2) 単価提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）

昼食 475円

おやつ 133円

(3) 給食提供期間

令和8年8月1日から令和9年7月31日まで

(4) 業務内容

「糸満市立認定こども園ケータリング提供業務仕様書」のとおり

3. 参加資格

本業務に参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 沖縄県内に本店又は支店、営業所等を有する法人であること。
- (3) 食品衛生法第55条に規定する「飲食店営業の許可」を保健所から受けていること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請していない者であること等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び糸満市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条に規定する暴力団及びそれらに利益となる活動を行う団体でないこと。
- (7) 保育所、幼稚園、認定こども園、学校又は老人保健施設の集団給食の受託実績があること。
- (8) 本業務を円滑に遂行するために必要な業務経験を有する者を従事させることができる者であること。
- (9) 糸満市立認定こども園ケータリング提供業務仕様書に定める内容を遂行できること。

(10) 国税及び地方税に滞納がないこと。

4. スケジュール

プロポーザルの日程は、以下のとおりとする。

項目	期日等
公募内容の公表（ホームページ）	令和8年4月24日（金）
質問の提出期限	令和8年5月8日（金）17時00分
質問の回答期限	令和8年5月14日（木）17時00分
参加申込書及び企画提案書の提出期限	令和8年5月20日（水）17時00分
プレゼンテーション審査及び試食	令和8年5月26日（火）
審査結果の通知	令和8年6月1日（月）
契約の締結	令和8年6月を予定

5. 配布資料

- (1) 糸満市立認定こども園ケータリング提供業務委託プロポーザル実施要領
- (2) 糸満市立認定こども園ケータリング提供業務仕様書
- (3) 各種様式（様式第1号～様式第4号）
- (4) 令和7年度給食数実績

6. 質問の受付及び回答

内容等について不明な点がある場合は、すべてメールで提出すること。本プロポーザルに関する質問は、企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

- (1) 提出期限 令和8年5月8日（金）17時00分
- (2) 提出方法 保育こども園課指導管理係宛電子メールにより提出すること。
(質問様式はありません。ベタ打ちでも可)
E-MAIL: sidoukanri@city.itoman.lg.jp
- (3) 質問に対する回答 令和8年5月14日（木）17時00分までに
市のホームページに回答を掲載する予定。

7. 応募方法

提出書類について

①提出書類 次に掲げる書類

提出書類	様式等	備考
参加申込書	様式第1号	
会社概要	様式第2号	
受託業務実績	様式第3号	

給食調理等業務提案書	様式第4号	・調理工程や食品搬入経路、従業員入室経路等のわかる施設配置等平面図、施設内外主要箇所画像等資料を添付すること。
5月の献立表(案)	任意様式	
見積書	任意様式	・昼食1食あたり、おやつ1食あたりの税込み単価を示すこと ・1食あたりの単価以外の経費の計上は認めない ・契約期間中の単価の見直しは原則行わない ・可能な限り内訳を詳細に示すこと
飲食店営業の許可	写し	
登記事項証明	3か月以内に発行されたものの写し	
納税証明書	国税及び地方税の未納がない証明書	

※上記をA4フラットファイルにまとめ6部(1部事務局(原本)、5部審査委員用(コピー))提出すること。

- ②提出期限 令和8年5月20日(水)17時00分 期限内必着
- ③提出先 糸満市保育こども園課
- ④提出方法 持参または郵送によるものとし、持参の場合は午前9時から午後5時までに提出すること。郵送の場合は提出期限日の午後5時までに必着のこと。また、不慮の事故等による紛失または遅延等については一切考慮せず、不参加とみなす。
- ⑤その他 必要に応じ、事務局は追加書類を求めることがある。

8. 審査方法

(1) プレゼンテーション審査及び試食

提出書類に基づいてプレゼンテーション及び試食を実施し、審査委員による質疑を行い「9 評価基準及び配点」に基づき審査する。

各委員は合計得点の高い順に順位をつけ、順位を1位とつけた委員の数が最も多い者を優先候補者とし、その次に多い者を次点候補者として選定する。順位を1位とつけた委員の数が同数の場合は、2位以降について同様の判断を繰り返す。

なお、委員の合計点数の総計が満点の6割に満たない場合は選定外とする。また、選定委員会の会議は非公開とする。

(2) プレゼンテーション及び試食の内容

①日時：令和8年5月26日（火）

※詳細な時間帯は別途メール等にて連絡する。

②会場：糸満市役所本庁舎3階 3-b会議室

控室：糸満市役所本庁舎3階 3-a会議室

③プレゼンテーション実施方法

- ・1事業者あたり、説明15分以内、質疑10分程度とする。
- ・1事業者につき、最大4名までの入室を認める。また、受託後に業務責任者となる者は、原則としてプレゼンテーションに同席することとする。
- ・プレゼンテーションは、提出資料の内容を逸脱しないものとし、追加資料の配布等は認めない。
- ・プレゼンテーションの実施にあたり使用する機材等は全て事業者が用意すること。ただし、大型テレビ、HDMIケーブル、電源コードリールについては、市で用意する物を使用して構わない。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・会場への入室は、選定委員会が入室を許可した者、事業者以外は認められない。
- ・事業者は、定められた時間以外に会場への入室は禁止する。

④試食実施方法

- ・5月の献立表（案）の中から昼食1食（通常の幼児食）及びおやつを用意すること。
- ・プレゼンテーションの後続けて実施するため、速やかに試食できるようプレゼンテーション中に準備すること。
- ・試食は食器類を含め5人分準備すること。
- ・1事業者あたり、試食・説明・質疑15分程度とする。
- ・事業者は、定められた時間以外に会場への入室は禁止する。
- ・保温設備や冷蔵設備の用意はない。

(3) 提出資料は公開しない。

9. 評価基準及び配点

	評価項目	内容（着眼点）	配点
プレゼンテーション	類似事業の受託実績	類似事業（県内）の受託実績の充実度。	10
	就学前児童に対する食育への考え方	園へのケータリングに対する考え方、食育への考え方。	10
	食材の調達に対する考え方	安心・安全な食材を調達しているか。また、地産地消及び地元調達することができているか。	10

	現場責任者及び調理員の配置、ローテーション、研修	作業工程や人員配置、研修が適正に行われているか。	10
	食中毒や異物混入の防止策・対応策、アレルギー対応に対する考え方・対応策	安心・安全な給食を提供することができるか。	10
	委託業務に対する提案事項。その他、特筆すべき事項	魅力があり、実現性が高い提案か。	5
	献立構成 (5月の献立表)	主食・汁物・主菜・副菜を基本とした献立構成になっているか。	10
	見積価格	見積価格が適正か。 ※単価提案上限額を超えた場合は0点とする。	5
試食	献立構成 (試食)	主食・汁物・主菜・副菜を基本とした献立構成になっているか。	5
	野菜・果物等の使用	旬の野菜・果物等を使用しているか。	5
	地産地消	地場産物(沖縄産、糸満産)を使用しているか。	5
	調理形態	幼児が食べやすいような大きさ、切り方、固さになっているか。	5
	加工食品	冷凍やレトルト食品などの二次加工食品の内容について把握しているか。	5
	味付け	幼児に対して適度な味付けになっているか。(素材の味を生かした薄味になっているか)	5
		合計	100

10. 審査結果の通知

審査の結果は、優先候補者を決定した後、令和8年6月1日（月）まで（予定）に審査を受けた事業者に対して通知する。

11. 契約

優先候補者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、受託事業者として決定し、業務委託契約（単価契約）を締結するものとする。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。